

1 2 月 1 6 日 (金)

(第 3 日 目)

平成23年第7回南関町議会定例会（第3号）

平成23年12月16日

午前10時00分

開議

於 議

場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について）

日程第2 議案第83号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第84号 平成23年度南関町一般会計補正予算（第5号）について

日程第4 議案第85号 平成23年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第5 議案第86号 平成23年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第6 議案第87号 平成23年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第7 議案第88号 平成23年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第8 議案第89号 平成23年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第9 議案第90号 平成23年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第10 議員提出議案第9号 「熊本県公共関与による産業廃棄物最終処分場設置に対する意見書」案について

日程第11 委員会報告について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

平成22年6月議会から継続審査の分

・陳情第10号 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情

日程第12 委員会報告について

「産業厚生常任委員会・請願付託の件」

・請願第1号 建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願

願

日程第13 委員会報告について

「産業常任委員会・陳情付託の件」

・陳情第1号 南の関うから館運営等に関する要望書

追加日程第1 議案第91号 南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

追加日程第2 議員提出議案第10号 議員派遣について

追加日程第3 議員提出議案第11号 議員派遣について

追加日程第4 閉会中の継続審査について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

陳情第10号 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情

追加日程第5 閉会中の継続審査について

「産業厚生常任委員会・請願付託の件」

請願第1号 建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願

追加日程第6 閉会中の継続審査について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

陳情第1号 南の関うから館運営等に関する要望書

追加日程第7 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番 井下 忠俊 君

2番 境 田 敏高 君

3番 打 越 潤一 君

4番 鶴 地 仁 君

5番 田 口 浩 君

6番 島 崎 英樹 君

8番 山 口 純子 君

9番 橋 永 芳政 君

10番 唐 杉 純夫 君

11番 酒 見 喬 君

12番 本 田 眞二 君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(11名)

町 長 上 田 数吉 君

会計管理者 北 原 耕治 君

副 町 長 本 山 一男 君

総務課長 柳 田 陽一 君

教 育 長 大 里 耕守 君

福祉課審議員 坂 井 智徳 君

まちづくり推進課長 佐 藤 安彦 君

建設課長 堀 賢司 君

教 育 課 長 大 石 和 幸 君 住 民 課 長 木 村 浩 二 君
経 済 課 長 雪 野 栄 二 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 松 本 寛 君 書 記 橋 本 恵 君

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 起立。礼。おはようございます。お座り下さい。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

日程第１ 議案第８２号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（熊本市町村総合事務組合規約の一部変更について）

○議長（本田眞二君） 日程第１、議案第８２号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第８２号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第８２号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第２ 議案第８３号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第２、議案第８３号、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第83号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第83号、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第84号 平成23年度南関町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（本田眞二君） 日程第3、議案第84号、平成23年度南関町一般会計補正予算（第5号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 14ページです。2款の16目、19節、関所っ子誕生祝金320万円という補正が上がっておりますけれども、これについては、ちょっと出生者が増えたというようなことをちょっと聞いておりますけれども、もう少し詳しいところをですね、教えてください。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） 唐杉議員の質問にお答えいたします。

関所っ子誕生祝金につきましては、当初予算で1,500万円を計上しておりまして、第1子を40名、第2子を20名、第3子15名、第4子5名、第5子以降1名の81人を計上しておりましたけれども、これにつきましては、平成22年度の63人に対し81人ということで、これだけ計上しとけばということで予想しておりましたが、昨日の一般質問でも答弁しておりましたとおり、88人という予想の数字が出ておりますので、今回の320万円補正を要することになりましたけれども、補正分につきましては、当初予算の出生、それぞれの第1子から第5子までの人数につきまして、逆にですね、第1子が30人、第2子33人、第3子17人、第4子5人、第5子以降が3人ということで、第2子以降の人数がかなり増えています。それにあわせまして、今回の320万円の補正分につきましては、第1子分が9人、第2子分が8人、第3子分1人、第4子1人ということで320万円ということで計上させていただきました。

参考になりますけれども、昨日の住民課長の答弁の中で、11月までの出生実績で56人ということで報告あつておりましたけれども、今朝ですね、12月16日、昨日までの出生人数を調べてみましたところ、男子30人、女子32人ということで、計

62人の出生数となっております。昨年度の実績は63人ですので、あと3カ月半残したところですね、あと1名不足しているということで、もう同じ段階まで来ておまして、88人ということがですね、現実的になるんじゃないかなと思いますし、これも参考ですけども、母子手帳の今報告されておる人数でですね調べてみましたところ、来年度、平成24年度の4月の予定で9人、5月が5人、6月が8人、ここまでしかはっきりわかっておりませんけれども、3カ月で22人の予定するとなっております、12月分に換算しますと、同じく88人ということです。平成24年度におきましても、これはあまり確実な数字じゃありませんけれども、そういった数値が予想されるんじゃないかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（本田眞二君） ただ今の件につきまして、はい、10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） この予定というのは、南関町に住んでいる人で、そして母子手帳を交付してある者だというように聞いておるわけですけども、それが実現せんで、やっぱり生まれたばってんよそにはって行ってしまうということもあり得ない話じゃないわけですね。そのへんについて、ちょっとそうだとわれればそうでも、それでいいですけど、この数字が88人というのね正確さ、正しさというか、そのへんの見込みについて、ちょっとついでですから。

○議長（本田眞二君） はい、まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） 今唐杉議員の質問のとおりです。母子手帳を南関町の保健センターで交付されておりますけれども、その方が転出される可能性もありますけれども、逆に転入される可能性もありますので、その88人という数字につきましては、そういった推計にしかないんじゃないかなというふうに考えています。

○議長（本田眞二君） 10番議員、よろしいですか。

○10番議員（唐杉純夫君） はい、以上です。

○議長（本田眞二君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第84号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第84号、平成23年度南関町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第85号 平成23年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（本田眞二君） 日程第4、議案第85号、平成23年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第85号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

議案第85号、平成23年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第86号 平成23年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（本田眞二君） 日程第5、議案第86号、平成23年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。はい、11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） ちょっと建設課長にお尋ねしますが、7,200万円の減額補正をされている、これはいずれ要るお金だろうと思いますが、これいつ頃また要るようになりますか。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（堀 賢司君） 今回、工事費を減しましたのは、提案説明したとおり関東バイパスの開通の見込みがないと、今年度に見込みがないということで予算を減したところであります。県道玉名八女線の一時通行止めがこの区間、特に缶詰工場の前です

か、あそこの前がですね、道幅狭いもんですから、あそこが通行止めの区間となります。そのためには、どうしてもその関東バイパスの開通がなされなきゃなりません。現在、今年ですね8月に今まで非常に困難だった用地の買収ができましたので、小屋の撤去が今残っております。小屋の撤去については、来年3月までに撤去するという事で約束されておりますので、その後関東バイパスの工事に取りかかってくると。その後、供用開始された後に下水道の工事をするということの計画を今立てております。基本的には、来年度の道路改良が終了し、その後下水道の工事をするという計画でおります。

○11番議員（酒見 喬君） はい、わかりました。

○議長（本田眞二君） はい、11番議員、よろしいですか。

○11番議員（酒見 喬君） はい。

○議長（本田眞二君） はい、ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第86号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第86号、平成23年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第87号 平成23年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号） について

○議長（本田眞二君） 日程第6、議案第87号、平成23年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第 87 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 87 号、平成 23 年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 7 議案第 88 号 平成 23 年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（本田眞二君） 日程第 7、議案第 88 号、平成 23 年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第 88 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 88 号、平成 23 年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 8 議案第 89 号 平成 23 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（本田眞二君） 日程第 8、議案第 89 号、平成 23 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第89号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第89号、平成23年度南関町浄化槽整備促進事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第90号 平成23年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（本田眞二君） 日程第9、議案第90号、平成23年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第90号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第90号、平成23年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

ここで、議事の都合上、副議長と交代します。

〔議長交代〕

○副議長（酒見 喬君） 議事の都合上、副議長の私が議長の職務を行います。

何ぶん初めてですので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

日程第 10 議員提出議案第 9 号 「熊本県公共関与による産業廃棄物最終処分場建設、設置に対する意見書」案について

○副議長（酒見 喬君） 日程第 10、議員提出議案第 9 号、「熊本県公共関与による産業廃棄物最終処分場建設、設置に対する意見書」案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。12 番議員。

○12 番議員（本田眞二君） おはようございます。

議員提出議案第 9 号、平成 23 年 12 月 16 日、南関町議会議長、本田眞二様。提出者、南関町議会議員、本田眞二。賛成者、南関町議会議員、酒見喬。賛成者、南関町議会議員、島崎英樹。賛成者、南関町議会議員、鶴地仁。賛成者、南関町議会議員、打越潤一。賛成者、南関町議会議員、井下忠俊。賛成者、南関町議会議員、山口純子。賛成者、南関町議会議員、橋永芳政。賛成者、南関町議会議員、境田敏高。賛成者、南関町議会議員、田口浩。

熊本県公共関与による産業廃棄物最終処分場建設、設置に対する意見書（案）。

上記の議案を、会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由を述べます。本事業に関して、熊本県諮問の候補地選定委員会の意見のもとに、県より平成 18 年 3 月、南関町を候補地として決定されました。その後、基本構想策定、方法書段階、環境アセスメントのとりまとめなど、熊本県は不退転の決意で準備を進めておられます。その間、当該地域住民、南関町行政、議会、全町民に対して理解を求めるため説明が行われてきました。しかしながら、現状では当該地域住民を中心として、いまだ完全な理解が得られた状況にはありません。

そのような中、本年 3 月定例会の冒頭、町長は施政方針演説の中で最終処分場の建設、設置について苦渋の容認を決断されました。これは、県内での処分場の必要性、施設の安全対策や将来にわたる安全の約束、施設建設にかかわる熊本県の不退転の姿勢や当該地域を含む南関町の将来などを総合的に判断されてのことであり、議会としましても相互確認のため 2 回の意見聴取や本議会における町長の苦渋の容認発言に対して多数の議員が賛成したことにより、建設、設置の方向性が示されたところです。また、8 月以降、本事業の基本協定調印や環境影響評価準備書の縦覧が行われました。

前述しました過程を踏まえ、施設建設、設置を現実ととらえ、安全策のさらなる向上と正確な実施、そして地域振興への配慮や施設建設に対する理解を深めていただくため、全町民はもとより県全体へ説明責任を果たしていくことなど、熊本県に強く求めるものであります。

これからが熊本県に対しての本文になります。

熊本県公共関与による産業廃棄物最終処分場建設、設置に対する意見書（案）。

熊本県におかれては、県民のため並びに県内産業活動を支えるため、県行政として

の使命のもと本事業に取り組まれていることは南関町議会として理解するところです。しかし、候補地選定において、無作為の中から有識者選定委員の意見のもと、県により南関町を選定された経緯は必然の過程とはいえ、当町町民によっては一方的な押しつけ感が否めません。このことへの憤りや不満とともに、本施設や周辺環境への安全面での不安など、候補地としての本町町民の心情は完全な理解を得る状況には至っておりません。

そのような中、本年3月、本町議会定例会において、県内での本施設の必要性、将来にわたっての安全面での県の約束、県の不退転の姿勢並びに当該地域を中心とした南関町の将来等を考慮の上、南関町町長、議会ともに苦渋の容認の方向が示されたところです。また、8月以降、熊本県、南関町、財団との間に基本協定調印が済み、環境影響評価準備書の縦覧に至っております。

以上を踏まえ、本町議会といたしましては、今後本施設の安全性への不安や疑念が払拭され、周辺環境の保全とともに本施設建設、設置が当該地域を中心として本町発展へ大きく寄与することを希望し、下記の項目を強く要望します。

まず説明責任として、1、今後も当該建設予定地域や本町はもとより、広く県民へ本施設建設、設置の理解が進むよう努力し、説明責任を果たすこと。

安全性の強化と正確な実施の観点から、2、監視委員会の概要、人選、法的拘束力などにつき早期に示し、本施設建設前から実働させること。

3、本施設建設段階にあたり、設計、建設の入札及び業者選定では、経済性より安全性を最優先すること。また、財団のみならず、県は監督権者としての責任のもと、あらゆる事象に対応を考慮した工事契約を結び、実施すること。

4、本施設事業稼働にあたっては、危機管理対応マニュアルを作成し、緊張を持って訓練を実施すること。また、監督権者として、案の提示と訓練の工程表を早急に提示すること。

5、産業廃棄物搬入に際して、監視体制強化策の提示や受け入れ産廃ゴミの分別協議を行うこと。

6、運搬車両通行で町内住民の安全の確保として、道路整備策の早急な提示と実行。

7、今後とも本施設におけるあらゆる情報は原則公開とし、さまざまな問題を熊本県、南関町、住民代表、財団で協議する。なお、不測の事態時には、前述の四者で協議し、速やかに対応を協議、実施すること。

8、跡地利用後の将来にわたり、本施設を含む本施設地域の安全確保や環境保全のため、熊本県と南関町で文書での約束（覚書）をすること。また、早急に案の提示をすること。

地域振興策。

本町では、当該建設予定地域を中心として、県による候補地選定以降、長きにわたり町民に多大の負担と苦勞を強いてきました。このことにより、町民間においては県、

町に対して不信感としてしこりが残ることが懸念されます。また、本施設建設、設置により、当該地域の安全は当然担保される前提としても、将来にわたって考察したとき、本施設周辺の地価の目減りや農作物の風評被害、人口の流出が起こる可能性が予測されます。これらのことを防止し、誰もが住みたい地域や環境になることこそが最大の命題と考慮します。

以上により、地域振興には最大限の配慮を希望します。

9、当該地域住民が希望する振興策を調査、実施すること。

10、南関町が希望する振興策を調査、実施すること。

11、県として希望する振興策を提示、協議すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

熊本県知事、蒲島郁夫様。平成23年12月16日、南関町議会。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますことをよろしくお願い申し上げます。

○副議長（酒見 喬君） 意見書案が提示されました。

ただ今から、これに対する質疑を行います。

質疑はありませんか。10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 南関町の住民は、地下水で生活をしております。遮水口の漏れ、安定化の問題、産廃の受け入れの有毒物の問題等々、住民の安全が担保されないという理由のもとで、私は終始一貫して反対の立場を取ってまいりました。

そこで質問をいたします。提案理由の1ページ目です。提案理由の中に、「議会としても相互確認のため、2回の意見聴取や会議における町長の苦渋の容認発言に対して、多数の議員が賛成したことにより、建設、設置の方向性が示されたところ」とあります。相互確認のため、2回の意見聴取をした、その中身について質問をいたしますが、意見聴取はどういう方法で行われたか。記録は残っているのか。また、町長の苦渋の容認発言に対して多数の議員が賛成したことにより、建設、設置の方向性が示されたところがあるが、どの時点で示されているか。

まず、この1点について質問をいたします。

○副議長（酒見 喬君） 10番議員の質疑に対する答弁を求めます。12番議員。

○12番議員（本田眞二君） 質問がちょっと、幾つかあったと思いますが、2回の意見聴取について、まずお答えいたします。

これは、非公開におきまして、議員相互間におきまして記録も取らなかったと記憶しております。

それから、方向性が示されたことにつきましては、議員もご承知のとおりと思いますが、3月議会、本議会中に町長が発言されました。容認の発言をされました。そしてその後、橋永議員のこのことに賛否を求める提案によりまして、そのことを相互確認した次第でございます。過半数を超えておりました。そういった次第で確認した次第でございます。

○副議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） これは、質問はやっぱり3遍しかでけんでしょうけんから、今の1問目の質問に対してもちょっと疑問がありますけれども、これはもう端折ります。

その次に、大きな問題が2つまたありますので、その点をまた絞って質問をいたします。

次に、意見書案の2ページ目でございます。その中に、前述いたしました、前述とは前に述べたという意味です。「前述いたしました不満や本施設や周辺環境の安全性への不安など、候補地としての本町町民の心情は完全な理解を得る状況には至っておりません」とあります。であるならば、町民の不安を払しょくするために、何回も何回も議員自身が根気強く話し合いの機会を持ち、生活安全の見地から町民を納得させることこそ大事ではないのか。町民かたの対話希望を無視し、回答さえ出そうとしなかった姿勢を大半の町民は知らない。議会は町民の代表、代弁者としての存在を忘れてしまっていないだろうか。これが質問の2番目でございます。

○副議長（酒見 喬君） 10番議員の答弁を求めます。12番議員。

○12番議員（本田眞二君） 私は考えます。本事業に関しましては、事業元は当然県及び財団でございます。これは、県が行政として公共の利益のために行う事業と思います。当然、南関町のその利益に対して何らかの享受をうけるわけでございます。そのもとで、さまざまな意見があったことはわかっております。当然、南関町も町民の皆さんのための頑張らなんということもわかっております。ただ、本事業に関しましての議会としての予算執行権、議決権等に対しましては、すべて県議会が有しているものと私は認識しております。そのため、本町議会は地元であろうとも、このことに直接的に判断を有するものではないと、私は理解しております。サポート的な判断でしか町民の皆さん方にお示しすることができないんじゃないかと考えております。

以上です。

○副議長（酒見 喬君） 質疑はありませんか。10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 3番目の質問でございます。3ページ目のですね、安全性の強化と正確な実施という項目でございます。ここでは、現在まで行われてきた環境アセスメント準備書段階は、事業団の主導型であります。建設費節減を考え運営する事業団に対して、安全性は多くは期待できません。正式に県知事の意見が出てくるのは、環境保全課による公聴会であり、知事の諮問機関であるアセスメント審査会の後であります。このように、我々や地元住民が対応してきたのは事業団であり、住民の生活環境を保全する立場にある環境保全課は、まだ前面に出てきてはおりません。白間山総合開発整備計画での地域保全計画に対する見解も出ているんでしょうか。出てはいないではないか。重ねて申し上げますが、安全は廃棄物対策課の所掌ではないんです。従いまして、今の時点で知事に意見書を出すのは筋が通っていないと思います。

環境アセスメント県条例にもあるように、県は粛々とスケジュールに沿ってこなしてきてはおりますけれども、施設建設はまだ決まったわけではありません。意見書提出は時期尚早だと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○副議長（酒見 喬君） 12番議員。

○12番議員（本田眞二君） ただ今の質問でございますが、昨年、県知事が南関町においてになりました。その節に、そのときに今回の設置、建設に対してよろしくお願ひしますと言われました。そして、認可権を持っておられるのは県でございます。当然、もうその時点で県は腹づもりが決まっていたものと解釈しております。ただ、先ほどもこの提案理由の中に述べさせていただいたとおり、公の利益はわかるところでございますが、何分その一方的な感が否めませんので、安全性を最大限に引き上げてもらうことと、それとともにやっぱり迷惑施設が設置されることによって、地域が寂れることが絶対あってはならないと私は思います。そして、予算執行を現に有している県議会ではありませんので、こういった文面で今回の意見書を出すのがベストの形ではないかと、私自身は思っております。

それから、時期につきましては、これより遅ればですね、安全策並びに地域振興策に対しましても十分な県への希望がかなえられん可能性もあると思いますし、十分な意見が通らん可能性も、遅きに失することが予想されますので、この時期がベストと私は思っております。

以上です。

○副議長（酒見 喬君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 私は、この意見書提出に反対の立場で意見を述べます。

提案理由で質問をいたしましたけれども、議員の2回にわたる意見聴取では、これだけ重要な問題をほんの形式だけの短時間の、しかも記録も取られず、多数決も取らないで雰囲気だけの意見聴取となり、しかも最重要課題である安全問題に対しては全く議論が行われなかったと。ただ、町長の苦渋の容認発言に対しての多数の議員が賛成した、これだけでございます。

このことは、まさしく町長の容認を議会が容認しただけであり、その上大事な問題を緊急動議による議決など前代未聞で議会の存在価値さえ危うくしていると考えます。また、議会内で安全に対する討論はどのくらい行われたであろうかと。事業団が来て説明するのをただ聞くだけで、時間は多くて1時間前後程度です。質問、討論も少人数に限られております。こういう説明会が何回行われたのでしょうか。今からでも遅くはありません。大事なことは、住民生活にとっての安全とは何かについて、議会内で

もっと煮詰め、できれば多くの産廃処分場建設業者から安全に対するプレゼンテーションを得て、住民と討論をするぐらいの熱がほしい。残念ながら、どこの関係地域も地域対策、地域振興策の誘惑に負けてしまって条件つき賛成の立場になってしまっていますが、これは本当の意味での建設納得ではありません。ほどなく地域振興費の貧弱さに対して、怒りを覚えて反対の態度説明が出ないとも限らない。議会はこれからが正念場です。本当の力をなさなければならないと思っております。

従いまして、環境保全課主導による公聴会も終わっていない、環境アセスメント審査会も終わっていない現段階において、本意見の提出は時期尚早であって、時間を置いて提出すべきだと考えます。まだ十分意見はあります、時間はあります。

以上です。

○副議長（酒見 喬君） 次に、原案に対する賛成者の意見を求めます。賛成意見を述べてください。ありませんか。6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） 賛成の立場で意見を述べたいと思います。

このことにつきましては、町長また関係者の方々、議会、本当に時間をかけ、またいろんな語弊があった中で進んできたこととございます。そして、町長、町議会、苦渋の容認ということに至ったとおりでございます。

先ほど、提案者の提案理由の説明の中でもございましたけれども、いろんな不安の声があるということは事実であり、これを払しょくしなきゃならない。そして、この施設が本当に周辺環境に配慮した、そして町の発展につながる施設にしていかなきゃならないというふうに思います。産廃をいかした施設にする、まちづくりにつなげていくという町長のお言葉もございましたが、そういうことを願い、議会としての町発展への議会としての第一歩じゃないかなというふうに思っております。

そのような意味で、もうこの今回の意見書提出は、まさに時期を得た県知事への議会への議会の声を届けるまさに第一歩だろうと思います。

よって、賛成をいたします。

以上です。

○副議長（酒見 喬君） 反対者の意見はほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（酒見 喬君） それでは、以上で討論を終わります。

これから議員提出議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（酒見 喬君） 多数起立です。

従って、日程第10、議員提出議案第9号、「熊本県公共関与による産業廃棄物最終処分場建設、設置に対する意見書」案については、可決されました。

審議が終了しましたので、これで議長を交代します。ありがとうございました。

[議長交代]

-----○-----

日程第 11 委員会報告について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

・陳情第 10 号 種鶏孵化場の周期改善を求める陳情

○議長（本田眞二君） 日程第 11、委員会報告についてを議題にします。

産業厚生常任委員会に付託しました陳情第 10 号、種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長、山口純子君。

○産業厚生常任委員長（山口純子君） おはようございます。

陳情審査報告をいたします。

南関町議会議長、本田眞二様。

平成 23 年 12 月 16 日。

産業厚生常任委員長、山口純子。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条の規定により報告します。

受理番号、陳情第 10 号。

付託年月日、平成 22 年 6 月 21 日。

件名、種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情。

審査の結果は継続です。

委員会の意見としまして、陳情者と坪井種鶏場の県関係者、町当局の 3 回目の会議を経過している。その結果次第で判断したいと考えております。

措置としましては、平成 24 年 1 月に合同審議会を計画しております。

以上、報告いたします。

○議長（本田眞二君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから陳情第 10 号を採決します。

お諮りします。

陳情第 10 号に対する委員長報告は継続審査とすることです。

委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（本田眞二君） 全員起立です。

従って、陳情第10号、種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情は、継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第12 委員会報告について

「産業厚生常任委員会・請願付託の件」

・請願第1号 建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願

○議長（本田眞二君） 日程第12、委員会報告についてを議題にします。

産業厚生常任委員会に付託しました請願第1号、建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願について、委員長より審査結果の報告書が提出されていますので報告を求めます。産業厚生常任委員会委員長、山口純子君。

○産業厚生常任委員長（山口純子君） 請願審査報告をいたします。

南関町議会議長、本田眞二様。

平成23年12月16日。

産業厚生常任委員長、山口純子。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

受理番号、請願第1号。

付託年月日、平成23年6月16日。

件名、建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願。

審査の結果、継続といたします。

委員会の意見としまして、全国的にも導入例が少ない。近隣市町の動向を注視していきたいと思います。

以上です。

○議長（本田眞二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長報告は継続審査とすることです。

委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（本田眞二君） 全員起立です。

従って、請願第1号については、委員長報告のとおり、継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第13 委員会報告について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

・陳情第1号 南の関うから館運営等に関する要望書

○議長（本田眞二君） 日程第13、委員会報告についてを議題にします。

産業厚生常任委員会に付託しました陳情第1号、南の関うから館運営等に関する要望書について、委員長より審査結果の報告書が提出されていますので報告を求めます。
産業厚生常任委員会委員長、山口純子君。

○産業厚生常任委員長（山口純子君） 陳情審査報告書、報告いたします。

南関町議会議長、本田眞二様。

平成23年12月16日。

産業厚生常任委員長、山口純子。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第1号。

付託年月日、平成23年12月14日。

件名、南の関うから館運営等に関する要望書。

審査の結果、継続とする。

委員会の意見としまして、施設利用料、入湯税に関する件につき、調査中のためでございます。

以上です。

○議長（本田眞二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから陳情第1号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長報告は継続審査とすることです。

委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（本田眞二君） 全員起立です。

従って、陳情第1号については、委員長報告のとおり、継続審査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

-----○-----
休憩 午前10時51分
再開 午前11時01分
-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただ今、町長ほかから議案第91号、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてなど7件が提出されました。

これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第7として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第91号、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてなど7件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に議案の配付をさせます。

配付漏れはありませんか。

〔「配付漏れあります」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 配付漏れあります。ちょっと確認してください。

再度確認します。配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 配付漏れなしと認めます。

事務局長に議案名の朗読をいたさせます。

○議会事務局長（松本 寛君） 〔議案書朗読〕

-----○-----

追加日程第1 議案第91号 南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（本田眞二君） 追加日程第1、議案第91号、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） おはようございます。

第91号議案、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

南関町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関

する法律第4条第1項の規定によって議会の同意を求めるものでございます。また、委員の任期は4年でございます。

住所、南関町大字関町99番地。氏名、野田泰臣。生年月日、昭和19年12月17日、満66歳でございます。

この度、教育委員会委員の野田泰臣氏の任期が平成23年12月24日までとなっておりますので、新たに南関町教育委員会委員に任命したいので、提案するものでございます。

野田氏は、昭和42年3月に佐賀大学教育部を卒業されまして、昭和42年4月から宇土市立宇土鶴城中学校に勤務され、県内の各中学校に勤務され、平成5年4月荒尾市立第2中学校の教頭に就任されております。平成10年4月には荒尾市立第1中学校校長に就任され、平成17年3月に南関町立第2小学校校長を最後に退任されております。38年間、教職に就かれております。退職後は、地域における奉仕活動をはじめ平成17年5月からは南関町宿場町伝楽人の幹事としてお茶屋跡の管理運営にも中心的な立場で活躍をされているところでございます。また、平成19年10月からは、総務大臣から南関町行政相談員を委嘱され、長年の教師生活から培われた教養と経験から、多種多様な相談に対して熱心に取り組んでおられます。南関町教育委員として、平成18年8月から3期となりますが、教育委員長として平成20年1月からは約4年間務められております。昨年の教育行政の諸問題について、真摯に對我していただけるものと信じております。経歴のとおり、その人柄も温厚、誠実、人格も高潔、教育に関する及び文化に関する識見ともに優れておられる方でございます。

以上のとおり、当南関町教育委員会委員として適任であると思っておりますので、ご提案申し上げる次第でございます。

何卒、よろしく承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第91号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、追加日程第1、議案第91号、南関町教育委員会委員の任命につき同意を
求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

追加日程第2 議員提出議案第10号 議員派遣について

○議長（本田眞二君） 追加日程第2、議員提出議案第10号、議員派遣についてを議題
にします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○議会事務局長（松本 寛君） 議員提出議案第10号、平成23年12月16日。

南関町議会議長、本田眞二様。

提出者、南関町議会総務常任委員会委員長 唐杉純夫。

平成23年度南関町議会議員派遣について。

上記の件を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

議員派遣の件。

1、総務常任委員会研修。

目的、南関町総合振興計画後期基本計画中の主要テーマである交通情報通信基盤の
整ったまちづくりの中に、生活交通の確保という課題がある。その中の主要課題であ
る公共交通の充実という課題に取り組む先進地の事例を探ったところ、オンデマンド
バスの実証試験を行っている自治体があるので、その交通体系導入の背景、事業実施
の効果等を視察研修し、本町での今後の施策に反映できるものか検討したい。

派遣場所、三重県玉城町役場及び社会福祉協議会。

期間、平成24年2月14日から15日。

派遣議員、唐杉純夫議員、鶴地仁議員、境田敏高議員、本田眞二議員、井下忠俊議員、
島崎英樹議員。

以上6名。ただし、期日等については天災地変等やむを得ない場合は変更することが
ある。

以上であります。

○議長（本田眞二君） ただ今から質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（本田眞二君） 全員起立です。

従って、追加日程第2、議員提出議案第10号、議員派遣については、可決されました。

-----○-----

追加日程第3 議員提出議案第11号 議員派遣について

○議長（本田眞二君） 追加日程第3、議員提出議案第11号、議員派遣についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○議会事務局長（松本 寛君） 議員提出議案第11号、平成23年12月16日。

南関町議会議長、本田眞二様。

提出者、南関町議会産業厚生常任委員会委員長 山口純子。

平成23年度南関町議員派遣について。

上記の件を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

議員派遣の件。

1、産業厚生常任委員会研修。

1、目的、国の重要文化財であり、世界遺産として登録請中の産業遺構の歴史的価値を学び、ひいては本町の文化財の保全と観光資源としての価値を探るため。

2、派遣場所、荒尾市原万田200番地2、三池炭鉱万田坑。

3、期間、平成24年1月12日。

4、派遣議員、山口純子議員、橋永芳政議員、打越潤一議員、田口浩議員、酒見喬議員 ただし、期日等については天災地変等やむを得ない場合は変更することがある。

以上であります。

○議長（本田眞二君） ただ今から質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（本田眞二君） 全員起立です。

従って、追加日程第3、議員提出議案第11号、議員派遣については、可決されました。

-----○-----

追加日程第4 閉会中の継続審査について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

・陳情第10号 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情

○議長（本田眞二君） 追加日程第4、閉会中の継続審査の件を議題にします。

産業厚生常任委員会委員長から、目下、委員会において審査中の陳情第10号の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第5 閉会中の継続審査について

「産業厚生常任委員会・請願付託の件」

**・請願第1号 建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する
請願**

○議長（本田眞二君） 追加日程第5、閉会中の継続審査の件を議題にします。

産業厚生常任委員会委員長から、目下、委員会において審査中の請願第1号の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第6 閉会中の継続審査について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

・陳情第1号 南の関うから館運営等に関する要望書

○議長（本田眞二君） 追加日程第6、閉会中の継続審査の件を議題にします。

産業厚生常任委員会委員長から、目下、委員会において審査中の陳情第1号の事件

について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第7 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

○議長（本田眞二君） 追加日程第7、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本会議に付議されました案件はすべて終了しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定によって、議決事件の字句の整理を議長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。

これをもちまして、平成23年第7回南関町議会定例会を閉会します。起立。礼。

お疲れさまでした。

—————○—————

閉会 午前11時16分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

南関町議会副議長

南関町議会議員

南関町議会議員

南 関 町 議 会 会 議 録
平 成 23 年 第 7 回 定 例 会

平成 24 年 3 月 発行

発行人 南 関 町 議 会 議 長 本 田 眞 二
編集人 南関町議会事務局長 松 本 寛
作 成 株式会社アクセス
電 話 (096) 372-1041



南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊本県玉名郡南関町大字関町 1316
電 話 (0968) 53-1111